

学校において予防すべき感染症一覧

「学校保健安全法」では、学校において予防すべき感染症を規定し、症状の危篤性により、学校保健安全法施行規則第 18 条において、第一種、第二種、第三種に分類されています。

そして、学生がこれらの感染症に罹患した場合は、感染拡大を防止の措置を講ずる必要があります。

	感染症の種類	主症状	登校停止期間の基準
第一種	日本での発生報告数がわずか（※1）		治癒するまで
第二種	インフルエンザ	急な発熱（高熱）・頭痛・筋肉痛・咳・鼻のどの痛み	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	急な発熱・倦怠感・咳・のどの痛み	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	コンコンという短く激しい咳が続く	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発熱・咳・発疹（コプリック斑）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発熱・発疹・リンパ節の腫脹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	発疹が体中に次々できる・発熱	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・咽頭炎・結膜炎	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	肺病変の多い全身性感染症	病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱・頭痛・吐き気・項部硬直など	病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症（※2）		病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで

※1（第一種）：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア 等

※2（第三種 その他の感染症）：溶蓮菌感染症、手足口病、帯状疱疹、マイコプラズマ感染症 等